

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて（3）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

平成 30 年 5 月 2 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成30年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
1 教育の提供を受ける場合				1 教育の提供を受ける場合			
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月ごとの利用者負担額 (単位：円)		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		月ごとの利用者負担額 (単位：円)	
階層区分	定義		3歳以上児	階層区分	定義		3歳以上児
A・B	(略)		(略)	A・B	(略)		(略)
C1	当該年度分の	77,100円以下	<u>10,100</u>	C1	当該年度分の	77,100円以下	<u>11,900</u>
C2	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上211,200円以下	(略)	C2	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,101円以上211,200円以下	(略)
C3	の区分に該当する世帯	211,201円以上	(略)	C3	の区分に該当する世帯	211,201円以上	(略)
2 保育の提供を受ける場合（3歳児又は4歳以上児）				2 保育の提供を受ける場合（3歳児又は4歳以上児）			
表（略）				表（略）			

<p>3 保育の提供を受ける場合（3歳未満児）</p> <p>表（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>3 保育の提供を受ける場合（3歳未満児）</p> <p>表（略）</p> <p>備考（略）</p>
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の羽生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用者負担額について適用し、同日前の利用者負担額については、なお従前の例による。